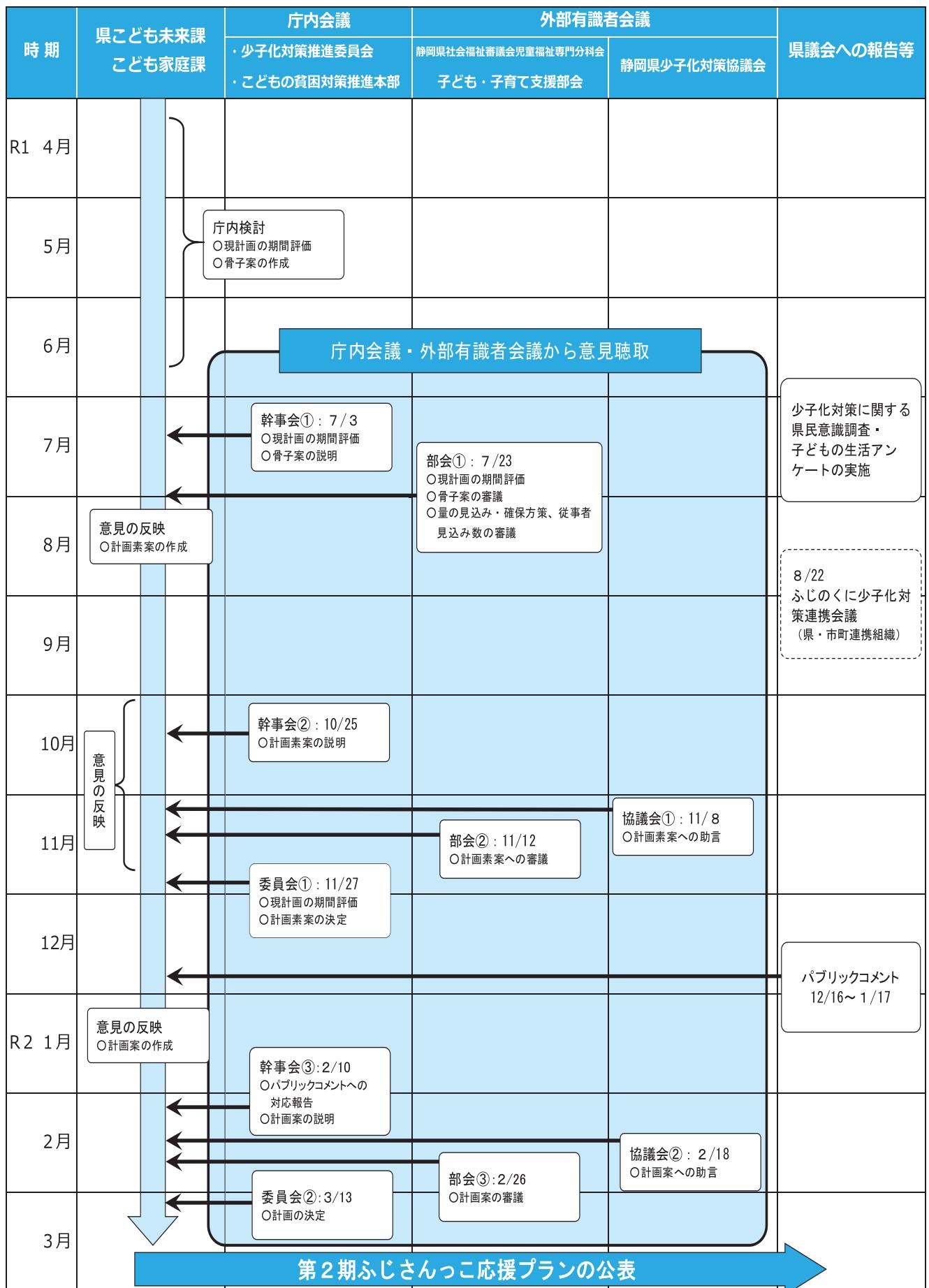


第2期ふじさんっこ応援プランの策定経過



	用語	内容
あ 行	ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報コミュニケーション技術のこと。
	イクボス	部下のワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司（経営者・管理職）のこと。
	1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、教育標準時間の認定を受けた場合で、幼稚園や認定こども園を利用する。
	一時預かり	突発的な事業や社会参加、育児疲れなど、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。
	インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。
	延長保育	保育認定を受けた乳幼児を、通常の利用日・利用時間以外に、保育所等において、保育時間を延長して保育を実施する事業。
か 行	外国語指導助手(ALT)	(ALT : Assistant Language Teacher) 小学校・中学校・高等学校等で、日本人教師と共に外国語授業を行う指導助手。
	外国につながる子ども	外国籍の子どもに限定せず、異なる言語や文化的背景を持つ外国人の子どもを全て含む。
	学習指導要領	「学習指導要領」は、文部科学省が定める教育課程の基準であり、全国どの学校でも、学習指導要領に基づき教育課程が編成される。学習指導要領は、時代の変化や子どもたちを取り巻く状況、社会のニーズなどを踏まえ、約10年ごとに改訂され、新たな学習指導要領は2020年度以降小学校から順に実施。
	確保方策	教育・保育を提供する認定こども園や幼稚園、保育所等の施設の定員数。
	確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しないため、施設型給付を受けて、私学助成を受ける私立幼稚園。

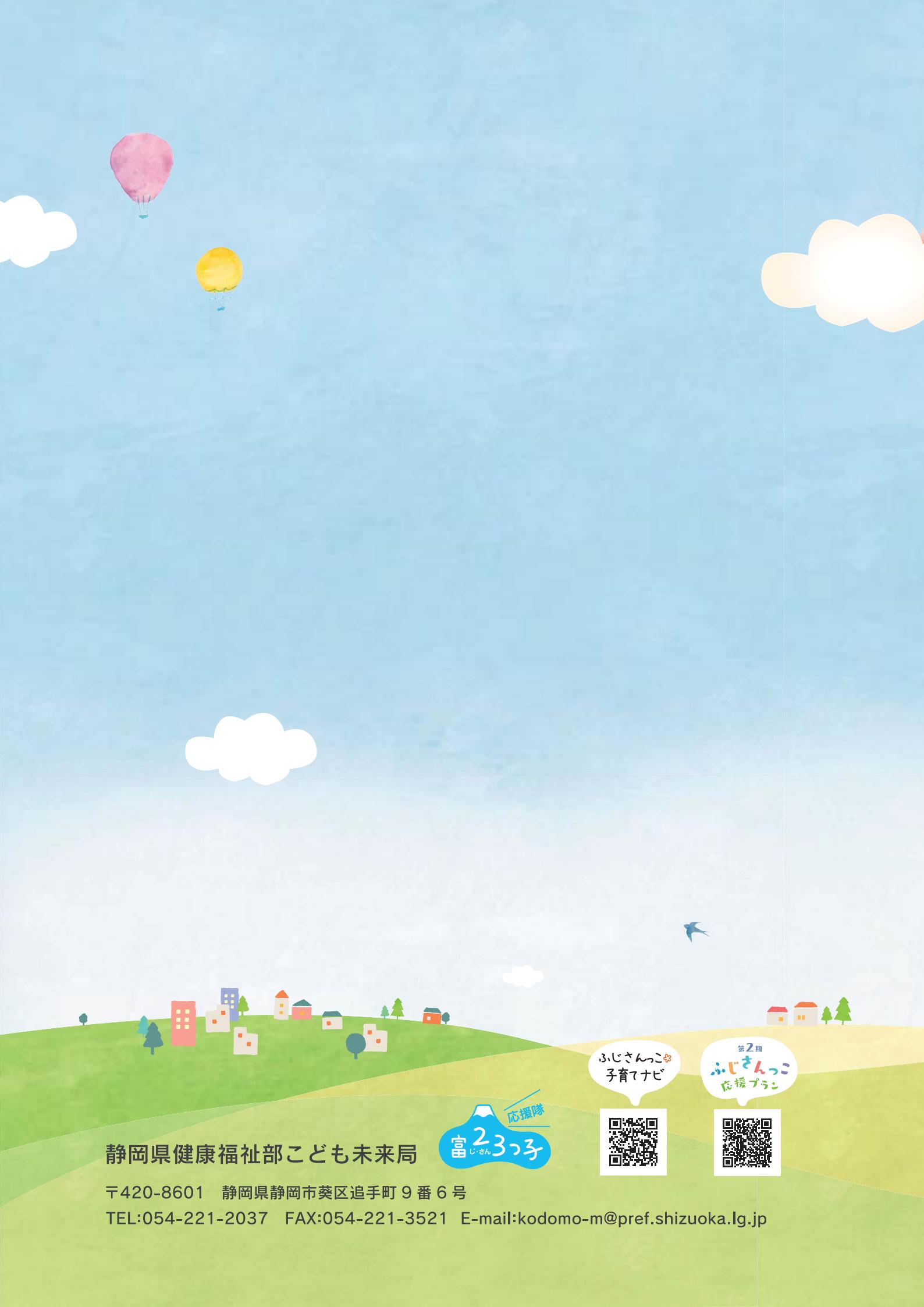
か 行	学力向上プロジェクト	全国学力・学習状況調査の結果並びに推進地区、協力校による実践研究を通して成果や課題を検証し、学力向上の改善プランについて協議、検討を行うプロジェクト。
	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦等が技能習得のための通学や就職活動、病気や冠婚葬祭等のため、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合等に、家事、介護や子育て支援等を行う者。
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや学校、地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
	高大接続改革	高等学校教育、大学教育、大学入試者選抜の三者を一体的に改革すること。
	合計特殊出生率	年次の 15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数に相当。
	子ども食堂	地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事と居場所を提供する取組。
	子どもの貧困率	国民一人ひとりの等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員数の平方根で割って得られた所得)を算出し、その中央値の半分の額(貧困線)を下回る者の割合を相対的貧困率という。子どもの貧困率は、18 歳未満の子ども全体に占める、貧困線を下回る子どもの割合。
	コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「学校運営協議会」により、学校、保護者、地域の方が学校運営に参画する仕組み。
さ 行	里親	保護者の病気や経済的理由、児童虐待など様々な理由により家庭で養育できない児童を、自分の家庭に迎え入れて養育する者で、都道府県知事の認定・登録が必要。
	3号認定	満3歳未満の子どもが、家庭で必要な保育を受けることが困難であると保育認定を受けた場合で、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する。
	しづおかジョブステーション	就職を希望する人を対象に、沼津、静岡、浜松で就職支援を行う機関。

さ 行	しづおか人材マッチングサポートデスク	人材確保に課題を抱える企業を対象に、県内9箇所で採用活動の支援を行う機関。求職者に対しては伴走型の支援を実施。
	静岡U・Iターン就職サポートセンター	静岡県へのU・Iターン就職を希望する人を対象に、東京都内と名古屋で就職支援を行う機関。
	しづおか子育て優待カード	各市町が18歳未満の子どもの保護者と妊娠中の方を対象に配布。子ども同伴で協賛店舗を利用し、提示することで、各店舗・施設独自の「子育て応援サービス」を受けることができるカードのこと。
	児童家庭支援センター	地域の児童福祉の相談に応じ、児童又は保護者に指導を行い、また、児童相談所及び他施設等との連携を図り、児童家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設。
	児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う機関。
	児童福祉施設	保育所や児童館、児童養護施設、児童自立支援施設等、児童の健やかな育成、保護援助を要する児童やその保護者の福祉の向上を図るため、必要な援助を行う施設。
	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対して支給される手当。
	児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童等の家庭での養育に欠ける児童を入所させて養護し、その自立を支援する施設。
	社会的養護	保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護を行うこと。
	周産期母子医療センター	妊娠婦死亡や新生児の異常を防ぐため、妊娠中毒症、糖尿病などに罹っている危険度の高い妊婦を、胎児心拍モニター、人工呼吸器、超音波断層診断装置などの高度な機械設備を備えた施設に収容して、分娩前から管理するとともに、新生児集中治療と直結し一貫した母子医療を施すことを目的とした施設。
	重症心身障害児(者)	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方で、そのうち18歳未満の方を重症心身障害児、18歳以上の方を重症心身障害者という。
	小規模保育事業所	満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6～19人以下で保育を行う施設。

さ 行	食育	食事を通じて、豊かな心や社会性を養い、自らの健康管理ができるようになるなど、「食の自己管理能力」を身に付けることであり、学校給食を中心に、家庭・地域と連携を取りながら、健康教育の一環として、学校の教育活動の全体を通して幅広く行われている。
	スクールカウンセラー	心の問題の専門家として小・中・高校、特別支援学校で、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けにより、学校と関係機関とのネットワークづくり等を行う専門家。
	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようすることを目的とした貸付金制度。
	生産年齢人口	総務省統計局が公表している「年齢3区分別人口」の区分項目の1つ。生産活動につき得る年齢にある 15 歳から 64 歳までの人口を指している。これに対し 15 歳未満を年少人口、65 歳以上を老人人口という。
	待機児童	保育の必要性が確認され、利用申込みをしたが、認定こども園や保育所等を利用できない児童。
た 行	待機児童対策協議会	子ども・子育て支援法附則第 14 条第 4 項の規定に基づき、主に、待機児童解消に向けた情報の共有・調整や保育施設の整備の推進、保育人材の確保と資質の向上に関する協議。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町が共同又は単独で設置。
	地域若者ステーション	働くことについて悩みを抱えている若者が就労に向かえるよう、実績やノウハウのある各種団体に厚生労働省が認定、事業を委託し実施。
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った認定こども園、幼稚園、保育所。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定子ども・子育て支援施設等	幼児教育・保育の無償化の対象となる施設・事業のうち、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をいう。
	特定地域型保育事業所	小規模保育事業所や、家庭的保育所、地域枠を設ける事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所。

た 行	特別支援教育	発達障害も含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒を支援するため、学校内の関係者や教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進する人。
な 行	2号認定	満3歳以上の就学前の子どもが、家庭で必要な保育を受けることが困難であると保育認定を受けた場合で、保育所、認定こども園を利用する。
	認可外保育施設	確保方策とされる認可外保育施設は、児童福祉法に基づく認可を受けていない、乳幼児を保育することを目的とする施設のうち、県・市町が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている施設。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。
は 行	ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭をいう。ひとり親家庭に寡婦を含める場合には、「ひとり親家庭等」という。
	発達障害者支援センター	発達障害児(者)への支援を総合的に行うこと目的とした専門的機関。
	ふじさんっこ応援隊	社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成等を図るため、個人、企業、NPO、行政等で結成し、それぞれが自主的に子どもや子育てを応援する活動を実施。
	ふじのくに i(アイ)マップ	ニート・ひきこもり・不登校等で悩んでいる子ども・若者やその家族の支援に関わっている県内の支援団体・相談機関等を紹介したリーフレット。
	ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤	地域特性や施策の実施状況などの合計特殊出生率に影響を与える要因を分析し、その結果を図やグラフを使ってわかりやすくまとめた基礎分析書。
	プログラミング教育(小学校)	コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育む。2020年度から実施される新学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される教育。
	保育士キャリアアップ制度	保育士等が専門性の向上を図るために研修体系と、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みの導入を促進する制度。
	保育所	保護者が働いているなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する児童福祉法第39条に基づく施設。

は 行	放課後子供教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、随時、子どもの勉強やスポーツ、文化活動等を支援する取組。
	放課後児童クラブ	小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや、日々の生活の場を提供する安全・安心な居場所。
	放課後児童支援員	放課後児童クラブに従事する者で、保育士等の資格を有し、都道府県が行う認定資格研修を修了することが必要。
	母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭等の自立のための総合的な支援事業として都道府県等が実施している事業。ひとり親家庭等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の決め等に関する専門相談等生活支援サービスを行う機関。
	母子生活支援施設	配偶者のいない女子等とその監護すべき児童を入所させて保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援することを目的とする児童福祉施設。
	母子父子寡婦福祉資金制度	配偶者のいない女子又は配偶者のない父子であって現に児童を扶養しているもの又は寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする貸付金制度。
や 行	U・Iターン就職	Uターン就職は、現在の居住地から離れ、生まれ育った出身地に戻って就職すること。Iターン就職は、現在の居住地から離れ、生まれ育った出身地以外の場所に就職すること。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくこうとする考え方。
	幼児教育アドバイザー	幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園の教育・保育内容や指導方法、園環境の改善等についての助言等を行う者。
ら 行	量の見込み	就学前の子どものうち、認定こども園や保育所等の利用申込みを行う児童見込数。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態。



静岡県健康福祉部こども未来局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL:054-221-2037 FAX:054-221-3521 E-mail:kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp



ふじさんっこ
子育マナビ



第2期
ふじさんっこ
応援プラン

